

Q. 旧大和小学校跡地利用について

A. 跡地利用は現在検討中

Q. 旧行政区会館の今後の対応について

A. 平成27年12月末までとする考えに変更はない

Q. 公営住宅改修時の仮住居は

A. 改修時の一時的仮移転は考えていない

旧大和小学校跡地利用について



平澤 豊勝 議員

質問 新たな利用者や企業誘致を進めるためのプロジェクトチームをつくり、積極的な取り組みをしてはどうか。

町長 どのような跡地利用を進めていくべきか、現在、新年度に向けて方針を検討している。方針が決まり次第、改めて企業誘致活動、あるいはホームページ等を活用した利用者の募集を進めたいと考えている。

なお、企業誘致活動については、これまで総務課及び産業振興課の職員による、プロジェクトチームで進めている。今後も必要に応じてチーム

旧行政区会館の今後の対応について

員を増員するなど、取り組んでいきたい。

質問 地域の利用や希望を考慮し旧行政区会館の解体時期を延ばしてはどうか。

町長 旧行政区会館の貸付期間は、平成27年12月31日までとする基本的な考え方に変更はない。

しかしながら、耐震診断により7つの行政区会館は耐震補強が必要という結果が出ており、全ての会館の耐震化工事を1年で実施することはできないため、年次計画を立てて工事を進めることになる。

また、工事期間中は、旧行政区会館を代替施設として使用することが想定され、旧行政区会館の解体は、工事の終了後となり、工事の実施年次により旧行政区会館の解体が平成27年12月末を超えることもありえる。

公営住宅改修時の仮住居は



山田 秀明 議員

質問 公営住宅を既存のまま維持していくためには、改修などが必要になる。現在居住している人達の仮住居の確保はどう考えているのか。

町長 現在、計画期間を平成25年から34年度までの10年間とした「公営住宅長寿命化計画」を策定している。

1次判定として、経過年数や需要の状況による判定。

2次判定では、建物の安全性、居住性等の判定。3次判定は、1次、2次判定の結果を踏まえ、総合的に検討することになっており、その結果、「建替え・修繕対応・用途廃

読書活動の成果は

止」などに区分される。修繕対応と判断された住宅は、入居者が居住している状態での工事を考えているので、現入居者の一時的な仮移転は、考えていない。

質問 昨年、家読(うちどく)の推進をすたとあったが、成果があったのか。また、学校において朝読書が行われているが、学校図書室の朝の開館時間がないがどのようになっているのか。

教育長 家読としての成果は推し量れないが、図書館の利用者が少し増えているので、それが成果の一旦ではと考える。

朝読書は、始業時間前の10分間に、読書の時間を設け、好きな読本を子供自身に選ばせ、楽しい時間を過ごしてもらおう。図書は、読んで貰いたい本を40冊程度、図書館より配本してもらい、円滑に選書できる状況にしてある。